

# ○国立大学法人埼玉大学学生表彰規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第70号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成20.10. 9 20規則102  
平成21. 3.26 21規則12 平成21.12.24 21規則57  
平成22. 3.26 22規則11 平成28. 3.29 27規則80  
平成30. 1.25 29規則21 平成31. 3. 7 30規則34  
令和4. 3.17 3規則40

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第66条及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第42条に基づく学生の表彰（以下「表彰」という。）については、この規則の定めるところによる。ただし、梶田隆章賞については、別に定める。

(表彰基準)

**第2条** 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体（以下「者」という。）に対して行う。

- (1) 社会的に学術研究等の成果が優れていると認められた者
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他本学学生として表彰に値すると認められる者

(推薦)

**第3条** 表彰の推薦は、次に掲げる推薦者が学生表彰推薦書（別紙様式）に表彰基準を満たすことを裏付ける書類を添えて、学長に提出することにより行う。

- (1) 前条第1号に規定する基準に係る推薦については、学部長又は研究科長
- (2) 前条第2号、第3号及び第4号に規定する基準に係る推薦については、本学の教職員又は学生

(審査)

**第4条** 学長は、前条に定めるところにより、推薦を受けたときは、学生生活支援室にその審査を付託するものとする。

- 2 学生生活支援室は、前項の付託を受けたときは、審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 学生生活支援室は、審査において必要と認めたときは、学部長若しくは研究科長又は他の者の意見を聴くことができる。

(決定)

**第5条** 学長は、前条第2項に規定する報告に基づき、当該学生の表彰を決定する。

(表彰の方法)

**第6条** 表彰は、表彰状の授与をもって行う。なお、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期)

**第7条** 表彰は、原則として年2回(10月及び3月)行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、その都度学生表彰を行うことができる。

(表彰の周知)

**第8条** 学長は、表彰を行ったときは、被表彰者の所属・氏名、表彰の種類及び表彰事由について掲示等により学内に周知するものとする。

(雑目)

**第9条** この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.10. 9 20規則102)

この規則は、平成20年10月9日から施行する。

附 則 (平成21. 3.26 21規則12)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.12.24 21規則57)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22. 3.26 22規則11)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3.29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30. 1.25 29規則21)

この規則は、平成30年1月25日から施行する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則34)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 学 生 表 彰 推 薦 書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

推薦者氏名  
所属  
職名又は  
学籍番号  
連絡先(電話)

国立大学法人埼玉大学学生表彰規則（第3条第1号及び第2号）に基づき、下記のとおり推薦します。

### 記

該 当 者	(団体の場合は団体名及び代表者を記入して下さい。) 学籍番号・氏名			
	所属部局			
	サークル等団体名			
第2条該当事項		該当事項の番号を○で囲んで下さい。		
	1. 個人表彰	2. 団体表彰		
	1. 学術研究等 (第1号該当)	2. 課外活動 (第2号該当)	3. 社会活動 (第3号該当)	4. その他 (第4号該当)
推薦理由、受賞等の名称、年月日、内容、実施団体等について記入して下さい。				
○ 推薦理由				
-----				
-----				
-----				
○ 名称 (副賞がある場合はその内容も記入して下さい。)				
-----				
-----				
-----				
○ 受賞等の年月日 (開催地等を含む。)				
-----				
-----				
-----				
○ 実施団体				
-----				
-----				
○ その他 (参考となる事項)				
-----				
-----				

注：審査に必要となりますので賞状その他の参考となる資料のコピーを必ず添付して下さい。

## 学生表彰の選定基準

平成28年10月5日

統合キャリアセンターSU会議

学生表彰に当たり、学生表彰規則第2条に規定する表彰の選定基準を、次のとおりとする。

### [規則第2条]

#### (第1号)

「社会的に学術研究等の成果が優れている」とは、学会から学術研究等の成果が優れているとして授与された賞及びそれと同等に判断される賞を授与された場合とする。

また、権威ある学術雑誌に、論文が掲載され、学術研究の成果が優れていると認められた場合とする。

#### (第2号)

「課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、課外活動の振興に功績があった」とは、全国大会第3位以上、又は地方大会で優秀な成果を上げた場合、もしくはそれと同等の成果を得たと認められた場合とする。「地方大会で優秀な成果」とは、関東甲信越大学体育大会及びそれと同等と判断される地域の大会で第1位とする。

#### (第3号)

「社会活動において優れた評価」とは、ボランティア活動、人命救助等により、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた者とする。

#### (第4号)

「その他本学学生として表彰に値する」とは、第1号から第3号以外において、それらに準ずる優れた業績又は功績等があった場合とする。

#### (以上)